

様式テ

## 市有財産使用許可書(案)

京都市指令都住す第●●号

平成29年9月●●日

株式会社●●●●●●

代表取締役 ●●●●● 様

京都市長 門川大作

(担当 都市計画局住宅室すまいまちづくり課)

平成29年9月●●日付けで申請のありました市有財産の使用につきましては、地方自治法第238条の4第7項の規定により次のとおり許可します。

使用許可財産名	土地	
所在地	京都市左京区田中上柳町34番地及び 35番地, 35番地1	
数量	敷地面積 1,300㎡	
使用期間	平成29年10月1日から平成30年3月31日まで	
指定用途	時間貸駐車場として	
使用料	●●●円	使用料は、納入通知書により 納付期限までに納付してくだ さい。
納付期限	納入通知書に記載	

次のページに続く

許可条件

- 1 使用許可の取消し  
次の事項に該当するときは、この使用許可を取り消すことがある。
  - (1) 本市において、使用することを許可した財産（以下「使用許可財産」という。）を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
  - (2) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの許可条件に違反したとき。
  - (3) 使用者が使用料の納付を怠ったとき。
  - (4) 使用者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。
  - (5) その他使用者が法令の規定に違反したとき。
- 2 使用料の改定  
使用期間中に経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情の変更により使用料を改定することがある。
- 3 使用料の還付  
既納の使用料は、還付しない。ただし、上記の1の(1)によりこの使用許可を取り消した場合は、その翌月分以降の使用料を還付することがある。
- 4 延滞金  
使用料を納付期限までに納付しないときは、京都市公有財産及び物品条例第3条の規定に基づき計算した延滞金を納付しなければならない。
- 5 転貸等の禁止  
使用者は、次の行為をしてはならない。ただし、(3)及び(4)については、市長が承認した場合は、この限りでない。
  - (1) 使用許可財産の転貸
  - (2) 使用者の地位の譲渡
  - (3) 使用許可財産の形質の変更
  - (4) 指定用途の変更
- 6 届出事項  
次の事項に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
  - (1) 使用者又は保証人が氏名又は住所（法人にあっては、名称又は事務所の所在地）を変更したとき。
  - (2) 使用者の地位について相続又は合併等による包括承継その他の変動が生じたとき。
  - (3) 保証人を変更しようとするとき。
- 7 必要費等の補償  
使用者は、使用許可財産に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、あらかじめ市長が承認した場合を除いては、その補償を請求することができない。
- 8 滅失又は損傷の届出等  
使用者は、使用許可財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに市有財産滅失損傷届出書により市長に届け出なければならない。この場合において、使用者の責めに帰すべき事由により使用許可財産が滅失し、又は損傷したときは、市長の指示に従い、速やかに原状に回復しなければならない。
- 9 損害賠償  
使用者が許可条件に違反するなど使用者の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償しなければならない。
- 10 原状回復  
使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、使用者は、市長が指定する期間内に自己の費用で原状に回復して使用許可財産を返還しなければならない。
- 11 善管注意義務  
使用許可財産を善良な管理者としての注意をもって管理しなければならない。
- 12 調査協力の義務  
市長は、使用許可財産について随時その使用状況を実地に調査することができるとともに、使用者は、これに協力しなければならない。
- 13 使用期間の更新  
使用期間の満了後、引き続き使用許可を受けようとするときは、使用期間の満了30日前までに、市有財産更新使用許可申請書により市長に申請しなければならない。
- 14 疑義の決定  
使用許可財産の使用又はこの許可条件について疑義が生じたときは、市長の指示によらなければならない。
- 15 その他  
「京都市養正市営住宅3・4・5号棟除却跡地時間貸駐車場使用に関する仕様書」に定めるとおり。